昭和二十五年三月三日　第三種郵便物認可

官報号外

昭和二十五年十二月九日

○第九回国会　衆議院会議録第十二号

昭和二十五年十二月八日（金曜日）

議事日程　第十一号

午後一時開議

第一　図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告

請願

〔日程は本号の末尾に掲載〕

●本日の会議に付した事件

会期延長の件（議長発議）

中小企業信用保険法案（内閣提出）

中小企業信用保険特別会計法案（内閣提出）

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案（第八回国会、本院提出、参議院継続審査）

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出）

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

薬事法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

毒物及び劇物取締法案（内閣提出、参議院送付）

競馬法の一部を改正する法律案（第八回国会、本院提出、参議院継続審査）

日本輸出銀行法案（内閣提出）

日程第一　図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告

請願日程　戦傷病者に対する補償金増額の請願外二百請願

午後五時三十五分開議

○議長（幣原喜重郎君）　これより会議を開きます。

会期延長の件

○議長（幣原喜重郎君）　お諮りいたします。今回の臨時会の会期は本日をもつて終了することになつておりますが、明九日まで一日間会期を延長いたしたいと思います。これに御異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて会期は一日間延長するに決しました。（拍手）

中小企業信用保険法案（内閣提出）

○鶴永健司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、中小企業信用保険法案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　鶴永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

中小企業信用保険法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員長小金義照君。

中小企業信用保険法案

中小企業信用保険法

（目的）

第一條　この法律は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小企業者に対する貸付につき政府が信用保険を行う制度を確立し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「金融機関」とは、銀行（日本銀行を除く。）、無盡会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び信用協同組合をいう。

2　この法律において「中小企業者」とは、資本金額（株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額）が五百万円以下の会社、常時使用する従業員の数が二百人以下の会社若しくは個人、中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会又は水産業協同組合であつて、政令で定める業種に属する事業を行うものをいう。

（保険契約）

第三條　政府は、会計年度の半期ごとに、金融機関を相手方として、当該金融機関が中小企業者に対し貸付を行つたことを政府に通知することにより、貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付につき、政府と当該金融機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2　前項の保険関係においては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期における債務の不履行による貸付金の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の七十五を乗じて得た金額を保険金額とする。

3　政府は、第一項の保険関係が成立する買付金の総額の金融機関を通ずる合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、同項の契約を締結することができない。

（保険関係が成立する貸付金）

第四條　前條第一項の保険関係が成立する貸付金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものであつて、その貸付期間が六月以上のものに限る。

2　前項の貸付金の額は、中小企業者一人についてい、合計三百万円（その中小企業者が中小企業等協同組合であるときは、一千万円）をこえてはならない。

（保険料）

第五條　保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（保険金）

第六條　政府が第三條第一項の保険関係に基いて支拂うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支拂の請求をする時までに回収した額を控除した残額に、百分の七十五を乗じて得た額とする。

第七條　金融機関は、保険事故の発生の日から六月を経過した後でなければ、保険金の支拂の請求をすることができない。

2　金融機関は、保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

（保険金支拂に伴う代位）

第八條　政府は、金融機関の貸付金の回収未済があつた場合において、保険金の全額を支拂つたときは、金融機関がその支拂の請求をしたときに有していた当該貸付金債権について、百分の七十五の割合で金融機関に代位するものとし、当該貸付金債権の効力及び担保として金融機関が有していた一切の権利を行うことができる。

（貸付金の回収）

第九條　金融機関は、第三條第一項の保険関係が成立した貸付金の回収に努めなければならない。

（契約の解除等）

第十條　政府は、金融機関がこの法律（これに基く命令を含む。）の規定又は第三條第一項の契約の條項に違反したときは、同項の保険関係に基く保険金の全部若しくは一部は支拂わず、保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて同項の契約を解除することができる。

（業務の委託）

第十一條　政府は、政令で定めるところにより、第三條第一項の規定による通知の受理、保険金の支拂その他この法律の規定に基く業務の一部を商工組合中央金庫に取り扱わせることができる。

2　政府は、金融機関の貸付金債権に関する第八條の規定による権利の行使の業務を当該金融機関に委託することができる。

3　前二項の場合において、その業務に従事する金融機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の規定の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の管掌）

第十二條　この法律に規定する政府の業務は、通商産業大臣が管掌する。

2　通商産業大臣は、第三條第一項の契約を締結しようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年十二月十五日から施行する。

2　政府は、第三條第三項の規定にかかわらず、昭和二十五年度に限り、同條第一項の保険関係が成立する貸付金の総額の金融機関を通ずる合計額が、三十六億円をこえない範囲内で、同項の契約を締結することができる。

3　通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　中小企業信用保険に関すること。

4　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第四号の次に次の一号を加える。

四の二　中小企業信用保険に関すること。

5　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表中通商産業省の項「一九一人」を「二一六人」に、「一七、九五四人」を「一七、九七九人」に、合計の項「八七五、八〇八人」を「八七五、八三三人」に改める。

中小企業信用保険法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔小金義照君登壇〕

○小金義照君　ただいま議題となりました中小企業信用保険法案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

申すまでもなく、中小企業者はわが国経済の中核体であります。しかして、中小企業の振興には経営方面、技術方面等各方面から強力な対策を総合的に推進いたすことが必要でありますが、現下の情勢におきまして中小企業者が当面している最大の困難は、何と申しましても大企業に比較して、金融上の便益が著しく少いということであります。本来、中小企業金融は小口の金融でありまして、かつ担保力等の薄弱なものでありますが、特に長期融資となりますと、金融機関は相当長期の見通しを必要といたしますので、中小企業者の生産設備の弱小性に基く信用力、担保力の不足、経済変動に対する抵抗力の薄弱等の理由によりまして、経営自体としては良好なものであるといたしましても、貸出しに著しく消極的となりがちなのであります。従いまして、株式、社債等の証券市場を通ずる資金調達の手段をほとんど有していない現状においては、中小企業者にとりまして、長期かつ安定的な資金の入手は非常に困難であります。このことは、中小企業の合理化を妨げ、輸出伸長を阻害する大きな原因の一つとなつております。以上の点を除去するために、金融機関が中小企業者に対する貸付を行つたことによつてこうむることあるべき損失を塡補するところの信用保険制度を創設いたしまして、中小企業金融の隘路となつております企業の信用力、担保力を補強し、さらに中小企業者が経済変動により受けるショックを金融機関に対して緩和するところの措置を講じ、もつて企業合理化に必要な長期資金の融通を円滑ならしめんとするものであります。

次に、本制度の主要な点につきまして簡単に御説明申し上げます。

第一点は、本制度の適用を受けます中小企業者は、資本金五百万円または従業員二百人以下の会社、個人並びに各種の協同組合となつております。

第二点、保険される貸付金につきましては、その限度額は一中小企業者に対し合計三百万円、中小企業等協同組合に対しては一千万円と相なつております。また貸付金の範囲は、貸付期間六箇月以上の事業資金でありまして、設備資金であつても運転資金であつて

もさしつかえないことになつております。なお本制度による貸付金の総額は、毎年度予算とともに国会の議決を経ることといたしまして、大体年間百四十四億円を予定いたしております。

第三点は、本制度の保険契約は一種の包括契約でありまして、金融機関は一定の額を限度として政府と契約を締結いたしましたら、あとは貸付実行を政府に通知するのみで、それが約款に定められている條件に該当している限り、政府の事前の審査承認なくして自動的に保険されることになつております。これによりまして手続を極力簡素化いたしておるのであります。同時に本制度におきましては、保険金の支拂いは回収未済額の七五%となつており、残りの二五%は金融機関において負担することに相なつておりますので、貸出しにあたつて金融機関の自立性を尊重するとともに、その健全な判断を働かすであろうことは十分期待されるのであります。

第四点、保険料率につきましては、本制度の建前であります独立採算制が維持できる範囲において、保険金額の年三%以内の率を政令で定めることに相なつております。

第五点といたしましては業務の委託に関してでありますが、本制度の運営が、多く金融に関する専門的知識と経験と迅速とを必要といたしますので、中小企業者の専門銀行とも申すべき商工中央金庫に業務の一部を委託いたすことになつておるのであります。

以上が本法案の概要でございますが、本制度はいわゆる金融の補助制度でありまして、これによつて直接中小企業に融資するものではございません。しかしながら、幸いにして多年の懸案でありましたところの預金部資金活用も近く実現いたしますし、商工中央金庫その他の金融機関も漸次整備されて参りましたので、本法の実施によりまして一層その円滑化が期待せられるというのであります。

本法案は、昨七日、当委員会に付託せられましたので、同日、即刻政府より提案の理由を聴取いたしました。今八日質疑に入りましたところ、政府当局と委員との間に熱心な質疑応答が繰返されたのでありますが、詳細は会議録を御参照願うことといたします。

引続いて討論に付しましたところ、自由党を代表して南好雄君、国民民主党を代表して高橋清治郎君よりそれぞれ賛成の意見が表明せられ、あわせて政府当局及び商工中央金庫関係者の一段の奮発を望む旨の強き要望がございました。続いて社会党を代表して今澄勇君は、数個の條件を付して賛成の意を開陳せられたのであります。なお日本共産党を代表して砂間一良君よりは反対の討論が開陳せられたのであります。

続いて採決に入りましたところ、多数をもつて本案は原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君） 討論の通告がおりますこれを許します。砂間一良君。

〔砂間一良君登壇〕

○砂間一良君 私は、日本共産党を代表いたしまして、本法案に反対するものであります。

反対の理由は、今日非常に困窮している中小企業者を見殺しにしてもよろしいという意味ではなくして、本法案はまつたく見せかけの欺瞞的なものでありまして、何ら中小企業の振興にも救済にも役立たないからであります。そも〳〵中小企業の今日の困難な状態というものは、これは単に金融の行き詰まりであるとか、あるいは金詰まりというような、そういう簡単なことではないのでありまして、これは歴代内閣の全政策――財政、経済、産業、金融等の全政策の結果が今日の中小企業の困難な状態を引起したものであります。

たとえば、最近数年間の政策を振り返つてみましても、昭和二十二年十二月の、あの経済九原則の実施の指令、またそれに基くところの二十四年度予算の編成、あるいは為替一本レートの設定等が業界に與えた影響は実に深刻なものがあるのでありまして、その結果、国家消費の縮減、補給金の削減とか、あるいは復金融資の停止等によりまして、企業の合理化だとか、あるいは能率の向上、原料消費の節約、コストの引下げ等が強要せられ、これらのしわが、全部、経営基礎の薄弱なところの中小企業に対して集中されて来たのであります。

また原料や材料の割当にいたしましても、大企業に厚く、中小企業には少しも行き渡らない。また電力の割当等にいたしましても、特殊の大企業方面に対しては非常に安い値段で豊富な電力をやつておきながら、中小企業に対しては、非常に高い料金で、わずかな電力しか割当てない。そのために、中小企業は事業をやることもできないのであります。しいて事業を続け行けば、電気を余分に超過して使う。そのために、べらぼうな超過料金をとられる。電力や原材料の割当についてもそういうふうな不公平があるのでありますが、これにかつて加えまして、税金の攻勢がものすごくやつて来ておる。この税金にしましても、一律に減税だとか増税だとか言うておりますけれども、減税にしましても増税にしましても、結局実際の負担は大企業においては軽くなつて、そして下の方の中小企業や勤労階級に、とても納め切れないような税金をぶつかけて来て、そしてそれを強行して行く。このために、税金の負担だけでもたえ切れなくなつて、どん〳〵ぶつつぶれて行つているような中小企業がたくさんあるのであります。

また対外関係におきましても、ポンド切下げだとか、いろ〳〵なことがあつたのでございますが、最近におきましては、きのうも緊急質問に出ましたように、現政府は、中小企業の一番得意先であるところのあの中国に対しまして輸出を禁止するというような、まつたく無謀な措置をとつている。この中国貿易の抑圧制限、禁止ということが、日本の中小企業にいかに深刻な影響をもたらすかということは、これはもう、だれでも国民の知つておることであります。こういうふうな歴代内閣の財政政策、経済、産業、金融政策というものが、一貫いたしまして今日の中小企業のこの悲惨な困窮の状態をもたらしたのであります。

特に自由党の現吉田内閣の池田大蔵大臣のごときは、この春の国会におきまして、中小企業がばた〳〵つぶれて行くのは、これはあたりまえのことだ、こういうふうな放言さえも述べたことは、皆さん御承知の通りであります。こういうふうな根本政策を続けておきながら、単にこの保険制度をつくりまして、わずかばかりの金融の措置を講じましたところが、これで中小企業がほんとうに回復し、あるいは振興するというふうなことはあり得ないの

でありまして、矛盾撞着もはなはだしい。ただこの法案は、まつたく見せかけの欺瞞的法案であるといわざるを得ないのであります。（拍手）

また中小企業の金融の方面にいたしましても、これは必ずしも金が出ておらないわけではありません。たとえば日本興業銀行の中小企業融資の残高を見ましても、四十億出ておる。勧銀から八十億、商工中金から四十億、国民金融公庫から三十二億、信用協同組合が百五十億、それから無盡等の四百六十億、信用保証協会が七十八億、復金の中小企業融資残高も五十六億、それらを合せまして九百三十六億からの中小企業融資なるものが出ておるのであります。

一体、これまでの融資はどこに行つておるか。同じ中小企業と申しましても、中小企業の中にもいろ〳〵ある。相当大きい所もあれば、まつたく小さい所もある。また、あるいは輸出産業であるとか、あるいは重要産業という名目のもとに、最近におきましては、特に戦略物資を生産しておるところの軍需工業的な中小企業も相当たくさんあるのでございますが、そういう方面には、この金融の方面にしましても十分潤沢に行つておるのであります。にもかかわらず、日本の平和産業であるところの、われ〳〵の生活必需物資を生産しておるところの中小企業には、この金融の方面におきましても、まつたく行かないような政策がとられている。今度の信用保険法案を見ましても、これは一口に資本金五百万円以下、従業員数二百人以下の工場を対象としておるというふうにいわれておりますけれども、この二百人以下の工場というものは、これはもう圧倒的に多いのでありまして、日本の全工場数の九八%を占めておるのであります。一応これを対象としておるのでありますけれども、しかし、今一番金に詰まつて、一番困つておるのはどこかと申せば、人数で申しますれば、あるいは十人以下、あるいは百人、あるいは四、五十人以下、そういうところの、ほんとうの中小企業の中でも下の方に対しましては、何ら政府の政策が滲透しておらぬのであります。

大体、銀行のこれまでの融資を見ましても、たとえば昭和二十三年十二月の中小企業庁の調査によりましても、金融機関に対して借入れを申込んだところは、わずか二一パーセントくらいでありまして、あとの七割以上というものは銀行には縁がない、借りに行つても貸してくれないものですから、銀行に寄りつけないでいるということになつているのであります。

○議長（幣原喜重郎君）　砂間君、申合せの時間が参りましたから……。

○砂間一良君（続）　従つて、制度ができましても、これを利用し得るものは、結局資本金五百万円に近いところのもの、あるいは従業員数が二百人に近いような、そういう大きいところであつて、しかも戦略物資や何かをつくつている、そういうところだけが利用されるというのでありまして、それ以下のほんとうの平和産業の、国民の生活必需物資をつくるところの中小企業の方は、何らその恩典に浴することができないということは、これは明瞭であります。

さらにもう一点強調して申し上げたいことは、今度の法案は、これは銀行救済法案であります。明らかに銀行救済法案であります。たとえば委員会における政府委員の説明を聞きましても、過去において銀行が中小企業に貸し出したところのその貸出しまでもこの保険の対象とすることができると、こういうことを政府委員は申しているのであります。従つて銀行がこれまで中小企業に貸し出したところのあの不良債権、とうてい取立ての見込みがないところの、そういうこげつきの債権を、それを国に肩がわりさせまして、そうして保険の対象として七割五分の保険金をとる、こういう救済の意図は明瞭であります。

以上の点からいたしまして、この中小企業信用保険法案というものは、真に困つておるところの中小企業の振興には何ら役立たなくて、一方においては銀行救済であり、他方においては、中小企業の中でも上位の、上層部分の一部の特殊な産業に限られる、こういう欺瞞的なインチキ法案に対しましては、共産党は断固として反対するものであります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

中小企業信用保険特別会計法案
（内閣提出）
協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案（第八回国会、本院提出、参議院継続審査）

○福永健司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、中小企業信用保険特別会計法案及び第八回国会本院提出、参議院において継続審議をなしたる協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　福永君の動議に御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

中小企業信用保険特別会計法案、協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事小山長規君。

中小企業信用保険特別会計法案
中小企業信用保険特別会計法
（設置）
第一條　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第　号。以下「法」という。）による中小企業信用保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。
（管理）
第二條　この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。
（基金）
第三條　この会計においては、第四條に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額（第八條第三項の規定による減額をしたときは、その減額した額を控除した金額）をもつて基金とする。
（歳入及び歳出）
第四條　この会計においては、保険料、法第八條の規定により政府が代位した貸付金債権の回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収

入をもつてその歳入とし、保険金、保険料の還付金、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2　前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の基金に充てるため、繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

第五條　通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添付しなければならない。

一　前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二　前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

（歳入歳出予算の区分）

第六條　この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第七條　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第八條　この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

2　前項の積立金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

3　この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、積立金を取りくずして整理し、なお損失が補てんされないときは、基金を減額して整理するものとする。

4　第一項及び前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

（剰余金の繰入）

第九條　この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第十條　通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十一條　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預入）

第十二條　この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、基金に相当する金額を限度として、大蔵省預金部に預け入れることができる。

（支出未済額の繰越）

第十三條　この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十四條　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、法施行の日から施行する。

2　通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第七條第五号及び第六号中「輸出信用保険特別会計」の下に「中小企業信用保険特別会計」を加える。

3　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　中小企業信用保険特別会計の経理を行うこと。

中小企業信用保険特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一に中小企業信用保険特別会計法案について申し上げます。

3　大蔵大臣は、第一項の規定により免許の申請があつた場合においては、定款、事業の方法又は事業の計画が法令の規定に違反するときを除いて、免許しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案（第八回国会衆議院提出、継続審査事件）

本院において継続審査した右案は本院において可決した。よつてここに送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長　鳩原喜重郎殿

協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案（第八回国会、本院提出、参議院継続審査）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔小山長規君登壇〕

○小山長規君　ただいま議題となりました中小企業信用保険特別会計法案、協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一に中小企業信用保険特別会計法案について申し上げます。

この法案は、中小企業の振興をはかる目的をもちまして、別途提出された中小企業信用保険法案に基く政府の中小企業信用保険に関する経理の状況を明確にするため、一般会計と区分して中小企業信用保険特別会計を設置しまして、これに所要の規定を設けようとするものであります。

本案については、本日政府委員より提案理由の説明を聴取し、ただちに熱心なる質疑が行われた後討論に入りましたところ、宮幡委員は自由党を代表し、宮腰委員は民主党を代表してそれぞれ賛成の意を表されました。また川島委員は社会党を代表し、強い希望を付して賛成する旨を述べられ、共産党を代表して竹村委員は反対の意見を述べられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決されました。

次に協同組合による金融事業に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、協同組合による金融事業に対する免許を大蔵大臣の自由裁量にまかせることなく、その定款、事業の方法等が法令の規定に違反しない限り免許することを要することといたさんとするものであります。

この法案は、第八国会において本委員会で修正議決の上、参議院へ送付したのでありまして、参議院で継続審査の上、本院へ送付され、本日付託されたものであります。従いまして、本案については、提案趣旨の説明、質疑及び討論を省略して、ただちに採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたされました。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出）

○福永健司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長前尾繁三郎君。

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（議員の選挙の期日に関する特例）

第一條　昭和二十五年十二月十一日から昭和二十六年四月二十九日までの間にその議会の議員の任期が満了することが予定されている地方公共団体において行うべき当該議員の任期満了に因る一般選挙の期日は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三條第一項の議員の任期満了に因る一般選挙の期日に関する規定にかかわらず、昭和二十六年四月二十九日とする。

2　前項の規定により選挙を行うべき地方公共団体においては、同項の期間内においては、公職選挙法第三十四條第二項但書の規定にかかわらず、その議会の議員の数がその定数の二分の一に達しなくなるまでは、当該地方公共団体の議会の議員の再選挙又は補欠選挙は、行わない。

（長い選挙の期日に関する特例）

第二條　昭和二十五年十二月十一日において現に在職する地方公共団体の長でその任期が昭和二十六年五月二十日までの間に満了することが予定されている者の後任者の選挙の期日は、公職選挙法第三十三條第一項の長の任期満了に因る選挙の期日に関する規定及び同法第三十四條第一項の長が欠けた場合又は長の退職の申出があつた場合の選挙の期日に関する規定にかかわらず、昭和二十六年五月二十日とする。

2　前項の規定は、昭和二十五年十二月十一日において現に退職の申出をしている地方公共団体の長の後任者の選挙については適用しない。

（同時選挙）

第三條　都道府県の選挙管理委員会は、市町村（特別区及び全部事務組合を含む。）が行う第一條第一項の選挙及び市町村（特別区、全部事務組合及び役場事務組合を含む。）が行う前條第一項の選挙を、それぞれ都道府県が行うこれらの選挙と同時に行わせなければならない。

2　前項の規定により行われる選挙は、公職選挙法第百十九條第二項の規定により同時に行われる選挙とみなす。

（再選挙立候補の禁止）

第四條　第一條第一項の選挙における議員の候補者となつた者は、当該選挙が行われる区域について行われる第二條第一項の選挙における長の候補者となることができない。

2　前項の規定によつて候補者となることができない者は、公職選挙法第八十七條の規定によつて候補者となることができない者とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（公職選挙法の一部改正）

2　公職選挙法の一部を次のように改正する。

第三十三條第四項を次のように改める。

4　地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の議会の議員がすべてなくなつたとき、又は地方公共団体の長の任期満了に因る選挙の期日の告示がなされた後その任期の満了すべき日前に当該地方公共団体の長が欠け、若しくは退職を申し出たときは、更にこれらの事由に因る選挙の告示は、行わない。但し、任期満了に因る選挙の期日前に当該地方公共団体の議会が解散されたとき、又

は長が解職され、若しくは不信任の議決に因りその職を失つたときは、任期満了に因る選挙の告示は、その効力を失う。

第二百五十八條第一項但書の規定を次のように改める。

但し、任期満了に因る一般選挙が地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の議員がすべてなくなつたときは議員がすべてなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

第二百五十九條但書の規定を次のように改める。

但し、任期満了に因る選挙が地方公共団体の長の任期満了の日前に行われた場合において、前任の長が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の長が欠けたときはその欠けた日の翌日から、それぞれ起算する。

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔前尾繁三郎君登壇〕

○前尾繁三郎君　ただいま議題となりました地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に関する地方行政委員会における審議の経過並びに結果について、その概要を御報告申し上げます。

本法律案は、公職選挙法に定めてありますところの選挙の期日等に臨時に特例を加えて、明年三、四月の間に予定されておりまする全国大多数の都道府県及び市町村における選挙が合理的かつ円滑に行われるように調整しようとするものであります。すなわち、全国多数の地方公共団体におきましては、その議会の議員及び長の任期が明年四月に満了となりますので、その後任の選挙は、公職選挙法によれば、三月上旬から四月下旬の間に各地方団体が任意に定める期日に施行されることになるわけでありまするが、この選挙の期日並びに選挙運動の期間はたまたま地方公共団体の予算編成の時期に当っておりまするので、地方公共団体の議会の議員及び長が選挙に煩わされることなく、明年度予算案の編成並びにその審議にあたり、選挙の施行の際は選挙に専念できるようにするために、選挙の期日を四月下旬以降に定めるとともに、これらの各選挙をできるだけ同時に行いまして、選挙事務の合理化と経費の節減をはかろうというのであります。

本法律案の内容は、以上の趣旨によりまして公職選挙法に対する特例を設け、昭和二十五年十二月十一日から昭和二十六年四月二十九日までの間にその任期が満了すべき都道府県及び市町村等の議会の議員の任期満了による一般選挙は四月二十九日に、昭和二十五年十二月十一日から昭和二十六年五月二十日までの間にその任期が満了すべき都道府県知事及び市町村長等の任期満了による選挙は五月二十日にそれぞれ同時に行うこととしたこと、及び同じ趣旨によりまして、議会の議員の数がその定数の二分の一を欠き、議会が成立しない状態となつた場合のほかは議員の再選挙または補欠選挙は行わず、また本年十二月十一日にすでに退職の申出をしておる長の後任者の選挙のほかは、明年五月二十日までの間に長が欠けましても、その選挙はすべて五月二十日に行うこととしたことの二つが主要な点でありまして、このほかになお議員の選挙に立候補した者については、同時選挙の趣旨の徹底と選挙の公正を期しまするため、同一区域について行われまする長の選挙の候補者となれないものといたしておりますこと、さらに現在の公職選挙法の規定中、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了前に行います任期満了による選挙の告示後に議員または長が欠けた場合の選挙の取扱い並びにそれらの後任者の任期の起算方法に関しまする部分について、規定整備のため所要の改正を加えようとするものであります。

本法律案は、十一月二十六日、当委員会に付託されまして、同月二十八日に政府の提案理由の説明があり、その後幾たびかの委員会において慎重審議を重ねましたが、全国選挙管理委員会及び地方自治庁との間になされました質疑応答のおもなるものをあげて参りますと、まず第一に、この種の選挙は全部一括して同一日に施行することはできぬか、あるいは同一日でなくとも、二回の選挙の期日の間をさらに接近させることはできぬか、また選挙の方法として、印刷された候補者名簿に記号をもつて投票を現わす名簿投票の方法を採用することはできぬかということでありましたが、当局はこれらに対して、今回の選挙においては、候補者数が相当多数に上るため選挙人も混乱を生じ、選挙管理事務上からも、投票用紙の点検、印刷能力、偽造防止や投票箱の数などの関係から、全選挙を同一日に施行することは困難である旨の答弁がありました。

次に、議員の選挙を長の選挙よりあとに施行した方がよくはないか、さらに都道府県及び市町村等は、それぞれ各団体ごとに議員と長とを同一に選挙する方法をとつてはどうかという問いに対しまして、当局は、同時選挙を行うにしても、なるべくそれぞれの選挙期日をあまりに動かすことを避け、現行法上当然に到来する選挙施行期日に近寄らせる方針をとつたこと、議員の選挙と長の選挙とを関係団体ごとに一括する方法をとれば選挙人に混乱を起すおそれもあり、本法案のごとく都道府県と市町村とを縦に一括するときには投票率を高める効果も期待されること、両選挙の期日を二分して引離す以上は、両者の間に混雑の起らぬようなあんばいにする必要があり、一方農繁期に入らぬよう考慮して、結局四月二十九日、五月二十日の線に決定したものである旨の答弁があつたのであります。なお予算編成と選挙期日との関係についてもいろいろ論議がありましたが、すべて詳細は速記録に譲りたいと思います。

かくて十二月八日質疑を終了、次いで門司委員から日本社会党の修正案が提案せられましたが、その内容は、原案における議員の選挙と長の選挙との施行期日の順序を変更し、長の選挙を先にして、その期日を四月十六日とし、議員の選挙は原案のごとく四月二十九日にしようというのであります。原案と修正案とを一括討論に付し、国民民主党の床次委員は修正案並びに原案に反対、自由党の龍野委員は修正案に反対、原案に賛成、日本共産党の立花委員は修正案並びに原案に反対の、それぞれ党を代表した討論がありました。まず修正案について採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決とな

り、大に原案について採決し、賛成多数をもつて可決せられました。よつて本法案は政府原案の通り可決と議決せられた次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　本案に対しては、門司亮君から成規により修正案が提出されております。この際修正案の趣旨弁明を許します。門司亮君。

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に対する修正案（門司亮君提出）

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に対する修正

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二條第一項中「昭和二十六年五月二十日」を「昭和二十六年四月十六日」に改める。

第四條第一項中「第一條第一項の選挙における議員の候補者」を「第二條第一項の選挙における長の候補者」に、「第二條第一項の選挙における長の候補者」を「第一條第一項の選挙における議員の候補者」に改める。

〔門司亮君登壇〕

○門司亮君　ただいま上程されております地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に対しまして、日本社会党を代表いたしまして、私は修正案を提案するものであります。その修正案の案文を一応朗読いたします。

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に対する修正案

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の一部を次のように修正する

第二條第一項中「昭和二十六年五月二十日」を「昭和二十六年四月十六日」に改める。

第四條第一項中「第一條第一項の選挙における議員の候補者」を「第二條第一項の選挙における長の候補者」に、「第二條第一項の選挙における長の候補者」を「第一條第一項の選挙における議員の候補者」に改める。

以上が修正案の全文であります。私どもがこういう修正案を提出いたしましたその理由を、きわめて簡単に御説明申し上げたいと思うのであります。

原案によりますると、明年行われまする地方議員の選挙につきましては、当然任期満了になりまする四月二十九日にすえ置いておきまして、長の選挙は現在の法規そのままにいたしますならば、任期の関係から当然四月の四日に施行さるべきものを五月の二十日に延期するのであります。もし、こういうことになつて参りますると――原案によりまするならば、長の選挙をあとにするということになつておりまするが、提案の理由の趣旨を見てみますると、ただ単に地方議会あるいは地方公共団体の予算編成期に当るから避けたいという理由にほかならないのであります。もしそうだといたしまするならば、今日地方の公共団体におきましては、副知事なり、あるいは市におきましては助役等がございまするために、当然これらの諸君によりましても予算の編成等はできるものであり、ことに三月に入つてから各都道府県の長は辞職することになつて参りまするので、その予算の編成に対しましては、さしたる支障はないと同時に、現実の問題といたしまして、おそらく知事は何人が選挙されるかわかりませんので、当然来年の三月行われまする予算編成は骨格予算でなければならない。いわゆる通常経費のみを計上いたしまする予算であるといたしまするならば、明年かわることが予想される知事の責任のもとにこれを遂行する必要があるということについては、必ずしもわれ〳〵は承服することができないのであります。従つて、これをいかにするかということでありまするが、私どもが四月十六日に定めて参りましたものは、この知事の予算の編成に当りますること――四月の四日に選挙をいたしまするならば、当然三月の初旬に辞職しなければならない。従いまして、これを十六日にすることによつて、知事は一応自分の手において予算の骨格だけは十分組み得ると思う。

同時に、この長の選挙を先にいたしまするもう一つの理由といたしましては、おの〳〵の地方の公共団体の長の持つておりまするところの、あるいは長の候補者になりまする者の意見、あるいは政党に所属しておるものといたしまするならば、政党の主義、綱領、政策等は、当然各地方公共団体において議論され、これに対しまして住民を厳正なる批判のもとに投票が行われる。従つて、各地方団体の性格が一応はつきり浮かび上つて参るのでありまして、その後においてさらに議員の選挙を行うことの方が、地方公共団体の性格をはつきりさすことのために必要ではなからうかと考えておるのであります。もしこれが逆になつて参りまするならば、今日の地方公共団体の議員の選挙には、御存じのように非常に中立関係の議員の諸君が多く出ておるということ、こういう事態のもとに、議員の選挙を先に行つて勢力の分野を一応見定めて、その上で長の選挙を行いますることは、従来の間接選挙とほとんどその効果が同じであろうということが出て参るのであります。（拍手）従いまして、全国の市長会議長の金刺不二太郎君の名をもつて、私の今申し述べました趣旨と同様な趣旨において、ぜひ長の選挙を先にやつてもらいたいという陳情があつたということは御存じの通りであります。現在在職いたしております長が、みずから長の選挙を先にやつてくれということを請願しておりますることは、その間の事情を雖弁に物語るものであるということで御了承を願いたいのであります。（拍手）

さらに、この選挙を十六日にいたしまして、議員の選挙を二十九日にいたしまするならば、両方の選挙をいたしますることが四十五日で足りるということであります。提案の理由の中にも、両選挙をなるたけ密接に近づけて選挙の期日を少くし、費用も少くするということが一つの理由になつておつたと思いまするが、原案のままで行きまするならば、選挙はどうしても五十日行わなければならないのであります。私どもの提案いたしまするものによりますならば、これが四十五日に縮小されるということであります。

さらにもう一つの最も大きな理由は、長の選挙になつて参りまするならば、当然決選投票が予想されて参るのであります。従いまして、原案によつて五月二十日に長の選挙を行いますならば、その決選投票はそれより十五日以内に行うということになつておりまするので、特殊の地域におきましては選挙を三回行わなければならない煩雑性を持つておるのであります。五月二十日以降十五日繰延べて参りますならば、先ほど委員長の報告いたしました

ことに該当いたすのでありますが、これは農繁期に非常に大きな影響を持つということであります。従つて、提案者の言つておりまするように、農繁期を避け、あるいは選挙の煩雑を避け、選挙の費用を少くしようとするならば、どうしても四月の十六日に長の選挙を行い、四月の二十九日に必然的に行わなければならないところの議員の選挙において、同時選挙によつて決選投票の行われることこそがきわめて合理的であり、きわめて正しい選挙の方法ではなかろうかと私は考えておるのであります。ここにおいて、提案者の申しました農繁期を避けるということと、費用を節約するということと、選挙の煩雑を一回省くということに相なつて参るのであります。従いまして、提案の趣旨に最も合致したものが私どもの提案しておりまする本修正案であるということを、私は確信を持つてここに申し上げることができるのであります。（拍手）

以上が、きわめて簡単ではございましたが、本修正案を提案いたしました理由でございまするので、どうか十分御審議の上御賛成あらんことを切にお願い申し上げる次第でございます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　これより採決に入ります。

まず門司亮君提出の修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立少数。よつて本修正案は否決されました。

次に原案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を原案の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。（拍手）

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○福永健司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案、判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長安部俊吾君。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

5　第三項の規定により改定された恩給及び昭和二十三年七月一日から同年十二月三十一日までに給與事由の生じた執行吏の恩給については、昭和二十五年一月分以降、その年額を七万一千円を俸給年額とみなして算出した年額に改正する。

6　第四項の規定は、前項の規定による恩給年額の改定について、準用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年十二月七日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律

判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「技術院参技官、」の下に「特許庁の審判長、審判官若しくは抗告審判官たる通商産業事務官、電波監理委員会に置かれる審理官、」を加える。

第三條の次に次の一條を加える。

第三條の二　司法修習生の修習を終えた者が、衆議院若しくは参議院の法務委員会に勤務する常任委員会事務官、常任委員会調査員、衆議院若しくは参議院の法制局参事、特許庁の審査長、審判官若しくは抗告審判官たる通商産業事務官又は電波監理委員会に置かれる審理官の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを法務府事務官の在職の年数とみなす。

第五條第一項中「判事補の在職の年数とみなし、裁判所構成法による判事又は検事たる資格を得た後の」下に「衆議院若しくは参議院の法務委員会に勤務する常任委員会事務官若しくは常任委員会調査員、衆議院若しくは参議院の法制局参事、」を、「技術院参技官、」の下に「特許庁の審判長、審判官若しくは抗告審判官たる通商産業事務官、電波監理委員会に置かれる審理官、」を、同條第二項中「第三條」の下に「及び第三條の二」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年十二月七日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔安部俊吾君登壇〕

○安部俊吾君　ただいま議題となりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の要旨及び法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在一般公務員につきましては、その給與事由の生じた時期を問わず、昭和二十五年一月分以降は六千三百七円ベースに基く恩給が支給されておりますが、執行吏につきましては、昭和二十四年一月一日以後給與事由の生じたものは六千三百七円ベースの七万一千円による恩給が支給されており、昭和二十三年十二月三十一日以前に給與事由の生じたものの恩給は従来のままにすえ置かれておりますので、これを改めまして、後者についても、昭和二十五年一月分以降七万一千円を俸給年額とみなして算出した恩給を支給するように改訂する必要があります。

以上が本法案の提案要旨であります。

次に判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の提案の要旨を御説明申し上げます。

この法律は、御承知のように判事補の職権の特例と、裁判官の任用資格の特例とを定めたものでありますが、今回の改正の要点は次の三点であります。第一点は、判事または検事の資格を有する者が、特許庁の審判長、審判官もしくは抗告審判官たる通商産業事務官または電波監理委員会の審理官の職にあつたときに、その在職年数を裁判官の任命資格に関する年数に通算しようとするのであります。第二点は、司法修習生を終えた者が、前に申しました職のほか、衆参両院の法務委員会に勤務する常任委員会専門員、同調査員または衆参両院の法制局参事の職にあつたときに、その在職年数を前同様通算しようとするものであります。第三点は、判事または検事たる資格を有する者及び司法修習生を終えた者が前述の各種の職にあつたときに、その在職年数を、この法律の第一條の規定により判事補として指名されるに必要な年数に通算することができるようにしようとするものであります。

さて当委員会におきましては、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対しては、質疑を省略し、各党から賛成の討論があり、採決の結果、原案の通り全会一致をもつて可決いたしました。次に判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、質疑ののち討論に入りましたところ、共産党から反対の意見、その他の各党から賛成の意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて政府原案通り可決された次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　まず訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

薬事法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

毒物及び劇物取締法案（内閣提出、参議院送付）

○福永健司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、薬事法の一部を改正する法律案、毒物及び劇物取締法案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

薬事法の一部を改正する法律案、毒物及び劇物取締法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事丸山直友君。

薬事法の一部を改正する法律案

薬事法の一部を改正する法律

薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二條に次の二項を加える。

3　厚生大臣は、保健衛生上の危害を防止するために必要があるときは、薬事審議会の建議に基き、用具又は化粧品に関して、品質の最低基準を定めることができる。

4　前項の規定により品質の最低基準が定められた用具又は化粧品は、その基準に適合するものでなければ、これを販売し、授與し、又は販売若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第三十三條中「厚生大臣の指定した医薬品」を「厚生大臣の指定した医薬品及び前條第三項の規定により品質の最低基準が定められた用具又は化粧品であつて厚生大臣の指定したもの」に改める。

第四十九條中「医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販売業者又は医薬品の販売業者」を「医薬品、用具又は化粧品の製造業者、輸入販売業者又は販売業者」に改め、「無償で」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

薬事法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

薬事法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

毒物及び劇物取締法案

毒物及び劇物取締法

（目的）

第一條　この法律は、毒物及び劇物

について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

（定義）

第二條　この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品以外のものをいう。

2　この法律で「劇物」とは、別表第二に掲げる物であつて、医薬品以外のものをいう。

（禁止規定）

第三條　毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授與の目的で製造してはならない。

2　毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授與の目的で輸入してはならない。

3　毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授與し、又は販売若しくは授與の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者に販売し、授與し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するときは、この限りでない。

（登録）

第四條　毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生大臣が、販売業の登録は、店舗ごとにその店舗の所在地の都道府県知事が行う。

2　毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所ごとに、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て、厚生大臣に申請書を出さなければならない。

3　毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。

4　製造業又は輸入業の登録は、五年ごとに、販売業の登録は、二年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。

（登録基準）

第五條　厚生大臣又は都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、左の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、前條の登録をしてはならない。

一　毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

二　貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

三　毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所にかぎをかける設備があること。但し、貯蔵の場所が性質上かぎをかけることのできないものであるときを除く。

四　毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることのできないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。

五　毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

（登録事項）

第六條　第四條の登録は、左の各号に掲げる事項について行うものとする。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二　製造し、輸入し、又は販売しようとする毒物又は劇物の名称

三　製造所、営業所又は店舗の所在地

（事業管理人）

第七條　第四條の登録を受けて、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業を営む者（以下「毒物劇物営業者」という。）は、毒物又は劇物の取扱に関する実務を管理させるため、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の事業管理人を置かなければならない。但し、自ら事業管理人として管理する製造所、営業所又は店舗については、この限りでない。

2　毒物劇物営業者が毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業のうち二以上を併せ営む場合において、その製造所、営業所又は店舗が互に隣接しているときは、事業管理人は、前項の規定にかかわらず、これらの施設を通じて一人で足りる。

3　毒物劇物営業者は、事業管理人を置いたときは、三十日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつては厚生大臣に、販売業の登録を受けている者にあつては都道府県知事に、その事業管理人の氏名を届け出なければならない。事業管理人を変更したときも、同様とする。

（事業管理人の資格）

第八條　左の各号に掲げる者でなければ、前項の事業管理人となることができない。

一　薬剤師

二　厚生省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者

三　厚生省令で定める課目につき、都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

2　左に掲げる者は、前條の事業管理人となることができない。

一　年齢十八年に満たない者

二　精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

三　おし、つんぼ又は盲の者

四　毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、懲役に処せられた者

（登録の変更）

第九條　第四條第二項及び第三項の規定は、毒物劇物営業者が第六條第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けようとする場合に準用する。

（届出）

第十條　毒物劇物営業者は、左の各号の一に該当する場合には、三十日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつては厚生大臣に、販売業登録を受けている者にあつては都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

一　氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。

二　毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき。

三　当該製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき。

（毒物又は劇物の取扱）

第十一條　毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を貯蔵し、運搬し、又は陳列する場合には、堅固な容器又は被包を用い、かぎをかけ、さくを施す等、毒物又は劇物が盗難にあい、紛失し、漏れ、流れ、又はしみ出ることを防ぐのに必要な方法を講じなければならない。

2　毒物劇物営業者は、毒物又は厚生省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

（毒物又は劇物の表示）

第十二條　毒物劇物営業者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

2　毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、左に掲げる事項を表示しなければ、毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。

一　毒物又は劇物の名称

二　毒物又は劇物の成分及びその含量

三　厚生省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生省令で定めるその解毒剤の名称

四　毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生省令で定める事項

3　毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

（農業用毒物又は劇物の着色）

第十三條　毒物劇物営業者は、左に掲げる毒物又は劇物については、厚生省令で定める方法により着色したものでなければ、これを農業用として販売し、又は授与してはならない。

一　液剤用水銀製剤

二　塗まつ用水銀製剤

三　砒酸鉛及びその製剤

四　砒酸石灰及びその製剤

五　弗化砒酸石灰及びその製剤

六　その他政令で定める毒物又は劇物

（毒物又は劇物の譲渡手続）

第十四條　毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、左に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。

一　毒物又は劇物の名称及び数量

二　販売又は授与の年月日

三　譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

2　毒物劇物営業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、印をおした書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。

3　毒物劇物営業者は、販売又は授与の日から五年間、前二項の書面を保存しなければならない。

（毒物又は劇物の交付の制限）

第十五條　毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を左に掲げる者に交付してはならない。

一　年齢十八年に満たない者

二　精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

（四エチル鉛その他の取扱等）

第十六條　四エチル鉛、モノフルオール酢酸ナトリウムその他これらと同等以上の毒性を有する毒物であつて、政令で指定するものについては、政令で、その製造、貯蔵、運搬、他の物との混入及び使用の方法に関して技術上の基準を定めることができる。

2　前項の規定により政令で技術上の基準が定められたときは、同項の毒物は、その基準によらなければ、製造し、貯蔵し、運搬し、他の物と混入し、又は使用してはならない。

3　第一項の政令で指定された毒物は、同項の規定により政令で技術上の基準が定められるまでの間、製造し、輸入し、他の物と混入し、販売し、又は授与してはならない。

（立入検査等）

第十七條　厚生大臣又は都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物営業者から必要な報告を徴し、又は当該職員に、これらの者の製造所、営業所、店舗その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物若しくはその疑のある物を收去させることができる。

2　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

（毒物劇物監視員）

第十八條　前條第一項に規定する当該職員の職務を行わせるために、国及び都道府県に毒物劇物監視員を置く。

（登録の取消）

第十九條　厚生大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事は、販売業の登録を受けている者について、これらの者の有する設備が第五條各号の基準に適合しなくなつたと認めるときは、相当の時間を定めて、その設備を同條各号の基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2　前項の命令を受けた者が、その指定された期間内に必要な措置をとらないときは、厚生大臣又は都道府県知事は、その者の登録を取り消さなければならない。

3　厚生大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者について、都道府県知事は、販売業の登録を受けている者について、これらの者がこの法律の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（聽聞）

第二十條　厚生大臣又は都道府県知事は、前條第三項の処分をしようとする場合においては、あらかじめ、その毒物劇物営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2　前項の場合において、厚生大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、その毒物劇物営業者に通知し、且つ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3　聽聞の場合においては、その毒物劇物営業者は、自己のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

（登録の取消又は廃業の場合の措置）

第二十一條　毒物劇物営業者は、登録を取り消され、又はその営業を廃止したときは、その所有する毒物若しくは劇物又はその営業の設備を他の毒物劇物営業者に譲り渡し、又は保健衛生上危害を生ずるおそれのない方法により処置しなければならない。この場合には、第三條第三項の規定を適用しない。

（毒物劇物営業者以外の者に対する準用）

第二十二條　第十一條第一項、第十二條第一項及び第三項、第十七條並びに前條の規定は、毒物劇物営業者以外の者であつて、厚生省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱う者に準用する。

（手数料）

第二十三條　左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

一　毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請する者　千円

二　毒物又は劇物の販売業の登録を申請する者　五百円

三　第一号の登録の更新を申請する者　三百円

四　第二号の登録の更新を申請する者　二百円

五　毒物劇物取扱者試験を受けようとする者　五百円

六　第一号の登録の変更を申請する者　二百円

七　第二号の登録の変更を申請する者　百円

2　前項第一号、第三号及び第六号の手数料のうち、その半額は、国庫の收入とし、その残額並びに同項第二号、第四号、第五号及び第七号の手数料は、都道府県の收入とする。

（罰則）

第二十四條　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三條の規定に違反した者

二　第十二條（第二十二條で準用する場合を含む。）の表示をせず、又は虚偽の表示をした者

三　第十三條又は第十五條の規定に違反した者

四　第十四條第一項又は第二項の規定に違反した者

五　第十六條第二項又は第三項の規定に違反した者

六　第十九條第三項の規定による業務の停止命令に違反した者

第二十五條　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第十條第三号に規定する事項につき、その届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二　第十四條第三項の規定に違反した者

三　第十七條第一項（第二十二條で準用する場合を含む。）の規定による厚生大臣又は都道府県知事の要求があつた場合に、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第十七條第一項（第二十二條で準用する場合を含む。）の規定による立入、検査、質問又は收去を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第二十一條（第二十二條で準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第二十六條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（毒物劇物営業取締法の廃止）

2　毒物劇物営業取締法（昭和二十二年法律第二百六号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

3　この法律の施行の際、現に旧法の規定により都道府県知事に届け出て、又はその許可を受けて毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、この法律の施行の日から一年を限り、それぞれこの法律による毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録があるものとみなす。

4　毒物劇物営業取締法施行規則（昭和二十二年厚生省令第三十八号）第四條の事業管理人試験に合格した者は、第八條の毒物劇物取扱者試験に合格した者とみなす。

5　この法律の施行の際、現に旧法の規定により表示のされている毒物又は劇物については、この法律の施行の日から一年を限り、この法律の規定による表示がされているものとみなす。

6　この法律の施行の際、現に旧法第十條第二項の規定により保存されている文書の保存については、なお従前の例による。

7　この法律の施行前、旧法の規定により、毒物劇物営業を営んでいる者についてした処分その他の行為で、この法律に相当規定のあるものは、この法律の当該規定によつてした処分その他の行為とみなす。

8　この法律の施行前になされた違反行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後も、旧法は、なおその効力を有する。

9　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第五十号を次のように改める。

五十　毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を行い、その登録を取り消し、及び営業の停止を命ずること。

第二十九條第一項の表薬事審議会の項目的の欄中「再審査を行うこと。」を「再審査を行い、並びに毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第　号）に定める事項について厚生大臣に建議すること。」に改める。

10　薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第七條中「及び新医薬品その他薬事に関し」を「並びにこの法律に規定する薬事に関し、又は毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第　号）に定める事項に関して、」に改める。

別表第一

一　黄燐、硫化燐及びこれらのいずれかを含有する製剤

二　クラーレ及びこれを含有する製剤

三　シアン化合物及びこれを含有する製剤。但し、ベルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

四　水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

五　セレン化合物及びこれを含有する製剤

六　四エチル鉛

七　ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ニコチンとして一〇％以下を含有するものを除く。

八　砒素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤

九　弗化水素酸

十　モノフルオール酢酸その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

十一　前各号に掲げる物の外、毒性のある物であつて政令で定めるもの

別表第二

一　亜硝酸塩類

二　アニリン及びその化合物

三　亜鉛塩類。但し、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

四　アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。但し、金硫黄を除く。

五　アンモニア水。但し、アンモニア一〇％以下を含有するものを除く。

六　塩酸及びその含有物。但し、塩化水素一〇％以下を含有するものを除く。

七　塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。但し、爆発薬を除く。

八　過酸化水素を含有する製剤。但し、過酸化水素三・三％以下を含有するものを除く。

九　過酸化ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、過酸化ナトリウム五〇％以下を含有するものを除く。

十　苛性カリ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化カリウム五％以下を含有するものを除く。

十一　苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム五％以下を含有するものを除く。

十二　カドミウム化合物

十三　可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤

十四　カリウム

十五　甘汞及びこれを含有する製剤

十六　金化合物。但し、雷金を除く。

十七　銀の無機酸塩類。但し、塩化銀及び雷酸銀を除く。

十八　クロム酸塩類、重クロム酸塩類、無水クロム酸及びこれらのいずれかを含有する製剤

十九　クロルエチル

二十　クロル酢酸類

二十一　クロルピクリン及びこれを含有する製剤

二十二　クロロホルム

二十三　硅弗化水素酸塩類

二十四　蓚酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。但し、蓚酸として一〇％以下を含有するものを除く。

二十五　四塩化炭素及びこれを含有する製剤

二十六　しきみの実

二十七　錫塩類

二十八　スルホナール、メチルスルホナール及びこれらのいずれかを含有する製剤

二十九　石炭酸及びこれを含有する製剤。但し、石炭酸五％以下を含有するものを除く。

三十　硝酸及びその含有物。但し、硝酸一〇％以下を含有するものを除く。

三十一　銅塩類。但し、雷銅を除く。

三十二　トルイジン、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤

三十三　ナトリウム

三十四　鉛化合物。但し、鉛丹、硫酸鉛、鉛白及び四エチル鉛を除く。

三十五　ニコチンとして一〇％以下を含有する製剤

三十六　ニトロベンゾール

三十七　二硫化炭素及びこれを含有する製剤

三十八　発煙硫酸

三十九　バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。

四十　パラフエニレンヂアミン、パラトルイレンヂアミン、その各化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤

四十一　ピクリン酸及びその塩類。但し、爆発薬を除く。

四十二　ヒドロヤシルアミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

四十三　ブロム

四十四　ブロムエチル

四十五　ブロム水素酸

四十六　ペタナフトール及びこれを含有する製剤。但し、ペタナフトール一％以下を含有するものを除く。

四十七　ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。

四十八　メタノール

四十九　ヨード及びこれを含有する製剤

五十　ヨード水素酸

五十一　ロテノン及びロテノンを含有する生薬（デリス根、魚藤根の類）並びにこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン二％以下を含有するものを除く。

五十二　硫酸及びその含有物。但し、硫酸一〇％以下を含有するものを除く。

五十三　前各号に掲げる物の外、劇性のある物であつて政令で定めるもの。

毒物及び劇物取締法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年十二月七日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

毒物及び劇物取扱法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔丸山直友君登壇〕

○丸山直友君　ただいま議題となりました薬事法の一部を改正する法律案並びに毒物及び劇物取締法案につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず薬事法の一部を改正する法律案について申し上げます。

医科器械、歯科材料等の用具、おしろい、クリーム等の化粧品は、その品質いかんによつては保健衛生上重大な関係がありますので、現行薬事法においてこれを取締つているのでありますが、本改正案は、第一に、保健衛生上危害を生ずるおそれある場合、厚生大臣は用具または化粧品の最低基準を定め、最低基準のあるこれらの用具、化粧品については国家検定を行うこととし、これによつて不良品の巷間に販売せらるることを防止せんとするのであります。次に、用具及び化粧品の販売業者に対して公務員が立入り検査を行い得ることとして保健衛生上の万全を期するとともに、財産権尊重の趣旨から、たとい不良の疑いのあるものであつても、無償收去するという規定を削除することとしたのであります。以上が、政府の本改正案提出の理由並びに内容のおもなるものであります。

本改正法律案は、予備審査のため十一月三十日、本委員会に付託せられ、本月一日、厚生大臣より提出案理由を聴取した後、数回にわたり慎重審議が行われたのでありますが、本日、本付託となり、質疑を打切り、討論を省略して採決に入りましたところ、本改正案は全会一致をもつて政府原案の通り可決すべきものと決した次第でございます。

次に毒物及び劇物取締法案について申し上げます。

毒物及び劇物の取締り上の欠陥を除き、国民保健衛生の安全を期するため、現行の毒物劇物営業取締法を廃止して、新たに毒物及び劇物取締法を制定しようとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

次に本法案の内容のおもなる点を申し上げますれば、第一は、毒物劇物の製造業及び輸入業については厚生大臣の、販売業については都道府県知事の登録を受けさせるとともに、一定の期間を限つて登録の更新を行わしめることといたしておるのであります。第二には、毒物劇物営業者が毒物または劇物の取扱い上必要な貯蔵、運搬陳列等の

取扱い基準を定めておるのであります。第三は、四エチル鉛のような強烈な毒物につきましては品目を指定し、その製造、貯蔵、混入等に関する技術上の基準を定めておるのであります。

本法案は、十一月三十日、予備審査のため本委員会に付託せられ、本月一日、厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたり慎重審議を行つたのでありますが、その詳細については会議録により御承知願いたいと存じます。昨七日、本付託となり、本日質疑を打切つた後討論に入り、国民民主党を代表して金子委員より、本法により取締られる薬品の品目のうち、はなはだ多量に農村に使用せらるる農薬を含んでおる、これに対し本法を適用する場合に非常なる農民の不便を来す危険がある、また販売者の資格をめぐつて重大なる支障を生ずるおそれあるがゆえに、政府は省令または通牒により、現在農業諸団体の取扱う農薬については取扱い業務上支障を来さないように善処すべし、との強い意見を述べて賛成意見の開陳があり、次いで採決に入りましたところ、本法案は全会一致をもつて政府原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

競馬法の一部を改正する法律案（第八回国会、本院提出、参議院継続審査）

○福永健司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、第八回国会本院提出、参議院において継続審査をなしたる競馬法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

競馬法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長千賀康治君。

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二條中「横浜、」の下に「中京、」を加え、「十一箇所」を「十二箇所」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

競馬法の一部を改正する法律案（第八回国会衆議院提出、継続審査事件）

本院において継続審査した右案は本院において可決した。よつてここに送付する。

昭和二十五年十二月八日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

競馬法の一部を改正する法律案（第八回国会、本院提出、参議院継続審査）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔千賀康治君登壇〕

○千賀康治君　ただいま議題となりました参議院送付、千賀康治外二十一名提出にかかる競馬法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審査の経過並びに結果の大要を御報告いたします。

現行競馬法によつて認められている国営競馬場は十一箇所ありますが、その分布状況を見まするに、東京から京都に至ります東海中京地区には一箇所も国営競馬場がなく、地理的配置もきわめて不自然でありまする上に、競馬関係者にとつてはなはだ不便でありますので、この際中京地区に模範的国営競馬場を創設し、競馬愛好者の熱烈なる要望にこたえるとともに、投票券の売上金額の増大によつて国家財政の増加に役立たせたいというのが提案の理由であります。

本法案は、御承知のごとく、共産党を除く各党の農林委員全部が提出者となつておりまして、去る第八回国会に提案され、本院を通過したのでありますが、参議院におきまして、候補地の選定が困難である等の理由により継続審査に付せられておりましたが、今般その点の見通しもつきましたので同院を通過し、あらためて本院に送付せられ、本日、本委員会に付託せられたのでございます。本法案は、以上のごとき経過を経て、本委員会に付託されたのでありまして、各委員ともに提案の理由並びにその後の経過も十分に了承しておりますので、本日提案理由の説明聴取、質疑及び討論を省略して、ただちに採決を行いましたところ、総員の賛成を得まして原案通りに可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日本輸出銀行法案（内閣提出）

○福永健司君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、日本輸出銀行法案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日本輸出銀行法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長冨堀源三郎君。

日本輸出銀行法案

日本輸出銀行法

目次

第一章　総則（第一條―第九條）

第二章　役員及び職員（第十條―第十七條）

第三章　業務（第十八條―第二十四條）

第四章　会計（第二十五條―第四十一條）

第五章　監督（第四十二條―第四十四條）

第六章　罰則（第四十五條―第四十七條）

附則

第一章　総則

（目的）

第一條　日本輸出銀行は、金融上の援助を與えることにより本邦の輸出貿易を促進するため、一般の金融機関が行う輸出金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

（法人格）

第二條　日本輸出銀行は、公法上の法人とする。

（事務所）

第三條　日本輸出銀行は、主たる事務所を東京都に置く。

2　日本輸出銀行は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四條　日本輸出銀行の資本金は、百五十億円とし、政府が一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からその全額を出資する。

2　前項の資本金のうち五十億円は、昭和二十五年度において、百億円は、昭和二十六年度においてそれぞれ出資するものとする。

（定款）

第五條　日本輸出銀行は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地
四　資本金
五　役員に関する事項
六　業務及びその執行に関する事項
七　会計に関する事項
八　公告の方法

2　日本輸出銀行は、定款を変更したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（登記）

第六條　日本輸出銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七條　日本輸出銀行でない者は、日本輸出銀行という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

2　銀行法（昭和二年法律第二十一号）第四條第二項の規定は、日本輸出銀行には適用しない。

（解散）

第八條　日本輸出銀行の解散については、別に法律で定める。

2　日本輸出銀行が解散した場合において、その残余財産は、第四條第一項の規定による出資の割合に応じ、一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計に帰属する。

（法人に関する規定の準用）

第九條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）及び第五十四條（理事の代表権の制限）の規定は、日本輸出銀行に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第十條　日本輸出銀行に、役員として、総裁一人、事務理事一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十一條　総裁は、日本輸出銀行を代表し、その業務を総理する。

2　事務理事及び理事は、総裁の定めるところにより、日本輸出銀行を代表し、総裁を補佐して日本輸出銀行の事務を掌理し、事務理事は、総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行い、理事は、総裁及び事務理事に事故があるときには総裁の職務を代理し、総裁及び事務理事が欠員のときには総裁の職務を行う。

（役員の任命）

第十二條　総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2　事務理事及び理事は、総裁が任命する。

（役員の任期）

第十三條　総裁、事務理事、理事及び監事の任期は、四年とする。

2　総裁、事務理事、理事及び監事は、再任されることができる。

3　総裁、事務理事、理事及び監事が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代表権の制限）

第十四條　日本輸出銀行と総裁、事務理事又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が日本輸出銀行を代表する。

（代理人の選任）

第十五條　総裁、事務理事及び理事は、日本輸出銀行の職員のうちから、従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十六條　日本輸出銀行の職員は、総裁が任命する。

（役員及び職員の地位）

第十七條　日本輸出銀行の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十八條　日本輸出銀行は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一　設備（船舶及び車りようを含む。）並びにその部分品及び附属品で本邦で生産されたもの（以下「設備等」という。）の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人又は本邦人からの技術の提供を促進するため、本邦輸出業者又は本邦輸出品製造業者に対して資金を貸し付けること。但し、銀行（銀行法に基き設立された銀行をいう。以下同じ。）が日本輸出銀行とともにその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であつて、その者が銀行を通じて当該貸付の申込をするときに限る。

二　設備等の本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人又は本邦人からの技術の提供を促進するため、銀行に対して本邦輸出業者又は本邦輸出品製造者のためにする手形の割引をすること。

三　設備等の本邦からの輸入及びこれに伴つてなされる本邦法人又は本邦人からの技術の受入を促進するため、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国銀行又は外国商社に対して、外国為替の管理に関する法令に従い資金を貸し付けること。但し、その貸付を受ける者が、当該貸付を受けることにより当該外国の法令の規定に違背することとなる場合を除く。

四　前各号に附帯する業務

2　前項第一号から第三号までに規定する資金の貸付又は手形の割引は、銀行が、通常の條件により資金の供給を行うことが困難な場合であつて、且つ、本邦からの設備等の輸出又は輸入（これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む。）の契約が締結され、又は当該契約の締結が確実になつた場合で、その契約に基く債務の履行及び当該貸付に係る資金の償還又は当該割引に係る手形の支拂が確実であると認められるときに限り、行うことができる。

（貸付利率及び手形割引歩合）

第十九條　前條第一項第一号から第三号までの規定による貸付金の利率及び手形の割引の歩合は、当該利率及び歩合により収入する貸付金利息及び手形割引料が日本輸出銀行の事務取扱費、業務委託費その他の諸費及び資産の運用損失を償うに足るように、銀行の貸付利率及び手形の割引歩合を勘案して定めるものとする。

2　前項の貸付利率及び手形の割引歩合は、貸付又は手形の割引の目的、貸付金の償還期限、割引に係る手形の支拂期限、担保等においてその種類を同じくする貸付及び手形の割引に対しては、同一でなければならない。

（貸付金の償還期限及び割引に係る手形の支拂期限）

第二十條　第十八條第一項第一号から第三号までの規定による貸付金又は割引に係る手形は、その貸付金の償還期限又は手形の支拂期限が六月をこえ三年以内のものでなければならない。

2　前項の貸付金又は手形の割引は、当該貸付金又は当該手形の割引を受けた銀行がその手形について融通した資金に係る設備等の輸出入又は技術の提供若しくは受入の契約に基く対価の支拂の條件その他の事由により同項の規定によ

ることが困難であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その償還期限が三年をこえ五年以内のものとすることができ、又は支拂期限が三年をこえ五年以内の手形について行うことができる。

（業務の期間）

第二十一條　日本輸出銀行は、設立の日から五年を経過した後は、新たに資金の貸付又は手形の割引をすることができない。

（業務方法書）

第二十二條　日本輸出銀行は、業務方法書を作製し、これに資金の貸付又は手形の割引の方法、利率及び期限、元利金の回收の方法並びに業務の委託の要領等を記載しなければならない。

（委託業務に従事する銀行の役員及び職員の地位）

第二十三條　銀行が日本輸出銀行の業務の委託を受けた場合においては、その業務の委託を受けた銀行の役員及び職員でその委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（金融機関との競争禁止）

第二十四條　日本輸出銀行は、第一條に掲げる目的にかんがみ、輸出金融について、銀行その他の金融機関と競争してはならない。

第四章　会計

（事業年度）

第二十五條　日本輸出銀行の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

（予算）

第二十六條　日本輸出銀行は、毎事業年度の事業の運営により生ずる収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2　前項の收入は、貸付金利息、手形割引料その他資産の運用に係る收入及び限属雜收入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、附属諸費及び資産の運用損失金とする。

3　大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4　内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

5　予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、大蔵大臣が定める。

（予備費）

第二十七條　予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、日本輸出銀行の予算に予備費を設けることができる。

（予算の議決）

第二十八條　予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

（予算の通知）

第二十九條　内閣は、日本輸出銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣を経由して、直ちにその旨を日本輸出銀行に通知するものとする。

2　日本輸出銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3　大蔵大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

（追加予算及び予算の修正）

第三十條　日本輸出銀行は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2　日本輸出銀行は、前項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正して、これを大蔵大臣に提出することができる。

3　第二十六條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前二項の規定による追加予算及び予算の修正について準用する。

（暫定予算）

第三十一條　日本輸出銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを大蔵大臣に提出することができる。

2　第二十六條第二項から第五項まで、第二十八條及び第二十九條の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3　暫定予算は、当該事業年度の予算が国会の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてなしたものとみなす。

（予算の執行）

第三十二條　日本輸出銀行は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

第三十三條　日本輸出銀行は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2　大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

第三十四條　日本輸出銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2　大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

（財務諸表）

第三十五條　日本輸出銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これらの書類（以下「財務諸表」という。）を大蔵大臣に届け出なければならない。

2　日本輸出銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、その財務諸表を公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならない。

（決算）

第三十六條　日本輸出銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

第三十七條　日本輸出銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、第三十五條第一項の規定により大蔵大臣に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。

2　大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3　内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

4　第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

（利益金の処分）

第三十八條　日本輸出銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、準備金としてこれを積み立てなければならない。

2　前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

（資金の借入の制限）

第三十九條　日本輸出銀行は、資金の借入をしてはならない。

（余裕金の運用）

第四十條　日本輸出銀行は、左の方法によるの外、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の保有
二　大蔵省預金部への預金
三　日本銀行への預金

（会計検査院の検査）

第四十一條　会計検査院は、必要があると認めるときは、日本輸出銀行からその業務の委託を受けた銀行につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章　監督

（監督）

第四十二條　日本輸出銀行は、大蔵大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本輸出銀行からの報告又は第四十四條第一項の規定による検査の結果に基き、日本輸出銀行に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（役員の解任）

第四十三條　内閣総理大臣は、日本輸出銀行の総裁及び監事が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一　この法律、この法律に基く政令又はこれらの法令に基いてする大蔵大臣の命令に違反したとき。
二　刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。
三　破産の宣告を受けたとき。
四　心身の故障により職務を執ることができないとき。

2　内閣総理大臣は、日本輸出銀行の専務理事及び理事が前項各号の一に該当するに至つたときは、総裁に対し当該専務理事又は理事の解任を命ずることができる。

（報告の徴取及び検査）

第四十四條　大蔵大臣は、必要があると認めるときは、日本輸出銀行に対して報告をさせ、又はその職員をして日本輸出銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による報告の徴取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　罰則

第四十五條　日本輸出銀行の役員又は職員が、前條第一項の規定による報告すべき事項につき虚偽の報告をしたときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十六條　左の場合においては、その違反行為をした日本輸出銀行の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により大蔵大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。
二　この法律により大蔵大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。
三　第六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。
四　第十八條第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つたとき。
五　第三十九條の規定に違反して資金の借入をしたとき。
六　第四十條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
七　第四十二條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第四十七條　第八條第一項の規定に違反して日本輸出銀行という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　大蔵大臣は、設立委員を命じて、日本輸出銀行の設立に関する事務を処理させる。

3　設立委員は、定款を作成して大蔵大臣に届け出なければならない。

4　設立委員は、前項の届出をしたときは、遅滞なく、政府に対し資本金の拂込の請求をしなければならない。

5　資本金の第一回の拂込のあつた日において、設立委員は、その事務を日本輸出銀行の総裁に引き継がなければならない。

6　総裁が前項の事務の引継を受けた日において、総裁、専務理事、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

7　日本輸出銀行は、設立の登記をすることに因り成立する。

8　この法律施行後最初に任命される理事及び監事の任期は、第十三條第一項の規定にかかわらず、理事のうち二人及び監事のうち一人については、それぞれ総裁又は内閣総理大臣の定めるところにより、二年とする。

9　他の法令中「銀行」という場合には、日本輸出銀行を含まないものとする。

10　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　日本輸出銀行を監督すること。

11　貸金業等の取締に関する法律（昭和二十四年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「住宅金融公庫、」の下に「日本輸出銀行、」を加える。

12　国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「船舶運営会」を「日本輸出銀行」に改める。

13　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「住宅金融公庫、」の下に「日本輸出銀行、」を加える。

日本輸出銀行法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔夏堀源三郎君登壇〕

○夏堀源三郎君　ただいま議題となりました日本輸出銀行法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国経済の自立を達成するための捷径が、特に米国の対日援助も近い将来において大幅な減額を見るような情勢にあることを考えますとき、貿易、特に輸出の進捗をはかることにあることは、いまさら言うまでもないところであります。しかるところ、わが国の主要取引国である東南アジア地域においては、それ〴〵の経済復興ないしは産業開発計画の進捗に応じて、設備、機械のごとき建設もしくは開発資材に対する需要が現実に起つているのでありますが、これら諸地域は、現在すでに米国その他の先進諸国よりの対外援助を受けてはおりますものの、一般的にドルの不足に悩んでおり、これら資材の輸入も必ずしも意のごとく進渉しない状況にあるといわれております。

このような需要に応じ、その必要とされる設備施設を供給するばかりでなく、わが国の進んだ技術をも提供することによつてこれら諸地域の経済開発に協力することは、将来におけるわが国の輸出市場を永続的に確保し得ることとなり、まさに双方の希望を利益に合致するものということができるのであります。ただ、これらプラント設備等の資本財は、一件の金額が巨額に上り、その支拂いを一時に行うことはきわめて困難な状況にありますのみならず、これらプラント設備の国内における生産にはかなり長期間を要するので

ありまして、これを殺積み出荷するまでの生産金融が、ぜひともこれに伴うことが必要となつて来たのであります。さらにプラント設備の輸出のための金融は、商品の生産から船積みを経て相手国に荷すえつけを了し、最終的な代金決済を受けるまでには相当の長期間にわたることを覚悟せねばなりません。この種金融は、諸般の情勢からしまして、市中銀行その他の金融機関にのみ期待することは困難かつ不適当と考えられますので、ここに政府出資による独立の金融機関を設置し、この種金融を行わしめることといたしたのであります。政府からの出資は、本年度一般会計より二十五億円、見返資金特別会計より二十五億円、合計五十億円、明年度一般会計より五十億円、見返資金特別会計より五十億円、計百億円、本年度及び明年度を合せまして合計百五十億円を予定しております。

本銀行の業務は、国内輸出業者または輸出品製造業者に対する貸付または手形の割引ばかりでなく、外国の政府、地方公共団体、輸入業者等に対しても行い得ることとなつておりますが、その業務の重点は、さしあたり国内業務に置かれるものと考えられております。なお本銀行の能率的な運営の実効を期するため、役職員の任免及び地位、大蔵大臣の監督、予算の編成及び執行、経理その他の面におきまして、できる限り無用の拘束を少くするように規定が設けられておるのであります。

以上が、この法案の提出の理由及び内容の大要であります。

この法案は、昨七日、本委員会に付託せられ、本日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、慎重審査をいたしまして、討論採決に入りましたところ、西村委員は自由党を代表して賛成の意を表せられ、内藤委員は国民民主党を代表して、希望を述べて賛成の意見を述べられ、川島委員は社会党を代表して、強い要望を述べて賛成の意を表せられ、米原委員は共産党を代表して反対の旨討論せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案通り可決されました。

以上御報告申し上げます。

○議長（幣原喜重郎君）　討論の通告があります。これを許します。米原昶君。

〔米原昶君登壇〕

○米原昶君　私は、日本共産党を代表しまして、ただいま上程されました日本輸出銀行法案に反対の意見を述べるものであります。

ただいまの委員長の報告によれば、本日この議案が提出されて慎重審議されたとのことでありますが、事実はこれに反するものだということを、まず第一に皆さんに報告いたします。われわれの質疑に対して、通産大臣を初め政府委員の方がまつたく答弁できない問題を残しながら、そのまま質疑を打切られまして、かかる状態においてこの重大なる法案が本日この本会議に上程されたことを、私ははなはだ遺憾に思うものであります。

第一に、われ〳〵がこの法案に反対しますのは、輸出を振興するための金融機関だと称しながら、事実上は、この輸出銀行が国際帝国主義による戦略物資の掠奪的な買付機関であるということであります。本日通産大臣に質問しました点に対して、通産大臣はまつたく返答ができなかつたのでありますが、たとえば朝鮮事変以来の日本における基礎的資材が掠奪的に輸出されまして、まつたく不足を告げておる。こういう状態において、たとえば鉄鉱石あるいは粘結炭の輸入計画がどうなつているかということについて、通産大臣はまつたく答えることができない状態であります。こういう状態のもとで単に輸出金融機関をつくりましても、決して輸出の振興をはかることはできないのであります。しかもこの法案によると、東南アジア方面に対するプラント輸出のための金融であるということを強調しておるけれども、この法案の中味を見ると、この貸付は最低六箇月、最長三年間ということになつております。こういう形で、本格的な、たとえば発電設備のごときものに対する金融ができるかどうか。たとえば朝鮮における水豊ダムにつきましても、十五箇年くらいの貸付の期間がなければならないはずであります。それがわずか三年間、こういうふうにすでに規定しておるのであります。しかも、この機能も五箇年経てばやめになるということにこの法案ではなつておるのでありまして、これはまつたくプラント輸出という羊頭を掲げて、実は掠奪的な戦略物資の買付機関であるということを暴露しておるのであります。しかも、一方では中共貿易を全面的に禁止する。こういう形で、中国から当然入るべき鉄鉱石も粘結炭も入れないように、みずから道をとざしておるのであります。しかもこの資本金は、見返り資金の中から七十五億円出ることになつておりますが、ヨーロッパにおけるマーシャル・プランにおきまして、その五%がアメリカの戦略物資買付の割当になつておるという事実と、この七十五億円が現在の日本における見返り資金の五%になつておるという事実と、くしくもまつたく符牒を合せておるのでありまして、こういう形における掠奪的な買付機関であるという意味において、われ〳〵は絶対に反対するものであります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　これにて討論は終局いたします。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第一　図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告

○議長（幣原喜重郎君）　日程第一、図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告を求めます。図書館運営委員長東井三代次君。

〔東井三代次君登壇〕

○東井三代次君　国立国会図書館法第十一條の規定によりまして、図書館運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本委員会は、十一月二十四日、昭和二十五年度国立国会図書館予算の補正要求書の審査を終え、次いで十二月二日、昭和二十六年度国立国会図書館予定経費要求書を審査し、あわせて図書館運営の経過について金森図書館長の報告を聴取し、さらに行政及び司法の各支部図書館の運営改善についての協議を行つたのであります。昭和二十六年度図書館予算の要求額は総額一億八千万円余でありまして、昨年度に比較いたしまして四千万円余の増加となつております。このうち給與改訂のための増加分を除きますと、明年度新規事業の予算といたしましては、調査及び立法考査局を拡充し、ここの職員を六十名増員して百二十名に増強すること、及び上野と三宅坂にそれ〳〵二百五十坪程度の書庫を増設することなどが計画されておるのであります。しかして、現在図書館本館は旧赤坂離宮を使用しておるのでありまして、この図書館本館を国会に隣接して建設することが創設以来の懸案となつているのであります。しかるに、これに対する予算的配慮が依然として行われておりません。よつて本委員会といたしましては、本図書館予算に関しまして、その本館建設の敷地だけでも早急に入手できるようにせられたい旨の勧告をいたした次第であります。

次に、図書館のその後の運営経過につきまして申し上げます。今回はとりわけて御報告すべき大きな事項はありませんが、三宅坂の法律政治図書館が十月に発足をし、調査及び立法考査の仕事等と合せまして国会の利用に供せられておる。また議員会館及び宿舎並びに行政及び司法の各支部図書館を対象として巡回文庫が開設され、活発に利

用されておりますること、また諸外国からの要請の増加によりまして図書交換等の国際業務が急速なる進展を見ておりますること等が注目されるのであります。

これを要するに、国立国会図書館がその本来の使命を達成するには、なおほど遠いものが痛感されるのでありまするけれども、許された予算の範囲内におきましては、順調に設立当初の目標に向つて進んでおるものと認められるのであります。議員諸賢におかれましても、この国立国会図書館の運営について御要求、御意見がありました節は本委員会にお申出願うなど、国立国会図書館の育成とその健全なる発達のために一段の協力をお願い申し上げる次第であります。

以上をもつて御報告を終ります。

戦傷病者に対する補償金増額外二百請願

○議長（幣原喜重郎君）　本日の日程に掲載された請願を一括して議題といたします。

戦傷病者に対する補償金増額の請願外二百請願に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○議長（幣原喜重郎君）　各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて各請願はいずれも採択するに決しました。

明九日は定刻より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十四分散会

出席国務大臣

法務総裁　大橋武夫君
大蔵大臣　池田勇人君
厚生大臣　黒川武雄君
農林大臣　廣川弘禪君
通商産業大臣　横尾龍君

出席政府委員

内閣官房長官　岡崎勝男君
法制意見長官　佐藤達夫君
法務府法制意見第二局長　林修三君
大蔵政務次官　西川甚五郎君
厚生省薬務局長　慶松一郎君
中小企業庁長官　小笠公韶君

請願日程

（内閣委員会）

一　戦傷病者に対する補償金増額の請願外一件（柳原三郎君紹介）（第二七二号）

二　傷病者に対する恩給増額の請願（今澄勇君紹介）（第三二三号）

三　警察予備隊解隊者に対する保障並びに緊急臨時措置に関する請願（青柳一郎君紹介）（第三五五号）

（法務委員会）

一　国民指紋法制定の請願（世耕弘一君紹介）（第三二号）

二　新冠村に法務局出張所設置の請願（松澤兼人君紹介）（第六一号）

三　蒸町に登記所設置の請願（松木弘君紹介）（第二〇五号）

四　鳴門市に簡易裁判所並びに区検察庁設置の請願（眞鍋勝君紹介）（第二〇七号）

五　法務局職員の給與改訂に関する請願（佐藤親弘君紹介）（第二六六号）

六　嗣島町に簡易裁判所及び検察庁設置の請願（田中不破三君紹介）（第三六九号）

七　前橋地方裁判所桐生支部を権限甲号支部に昇格の請願（長谷川四郎君紹介）（第三七〇号）

八　借地法の一部改正に関する請願（小林運美君紹介）（第四三八号）

（外務委員会）

一　在外公館等借入金返還促進に関する請願（成田知巳君紹介）（第一三号）

二　同（坪内八郎君紹介）（第一二八号）

三　同（大西禎夫君紹介）（第一二九号）

四　同（田口長治郎君紹介）（第三〇一号）

五　小笠原諸島の日本復帰に関する請願（荒池義郎君紹介）（第一二七号）

六　在外同胞引揚の国民運動強化に関する請願（若林義孝君外一名紹介）（第四四六号）

（農林委員会）

一　たい肥舎設備費国庫補助の請願（足立篤郎君紹介）（第三五号）

二　砂留町地内国有林拂下げに関する請願（椎熊三郎君紹介）（第六二号）

三　国有林野内牧野の全面開放に関する請願（山崎岩男君外一名紹介）（第六三号）

四　昭和二十六年度農地関係予算復活の請願（山崎岩男君外一名紹介）（第六四号）

五　早場米奨励金制度存続の請願（山崎岩男君外一名紹介）（第六五号）

六　土地改良事業費国庫補助増額の請願（山崎岩男君外一名紹介）（第八二号）

七　国有林地内砂防工事施行に関する請願（山崎岩男君外一名紹介）（第八四号）

八　琵琶湖干拓工事促進に関する請願（河原伊三郎君紹介）（第一五六号）

九　単作地帯における農業災害補償制度改善に関する請願（松浦東介君外三名紹介）（第二二二号）

一〇　未開発過熟地帯に林道開設の請願（松浦東介君紹介）（第二二三号）

一一　茂庭村地内開墾地並びに採草地拡張に関する請願（松本善壽君紹介）（第二二四号）

一二　病虫害防除対策確立に関する請願（遠藤三郎君外六名紹介）（第二二五号）

一三　実蚕伝染病予防法の一部改正に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第二二七号）

一四　輸入食糧仲継港として舞鶴港利用に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第二三三号）

一五　土地改良事業費全額国庫負担の請願（松浦東介君紹介）（第二七五号）

一六　豊沢川農業水利事業費国庫補助の請願（小澤佐重喜君外三名紹介）（第二八四号）

一七　農業共済組合連合会の事業不足金国庫補助等の請願（八木一郎君紹介）（第三一〇号）

一八　日ケ奥川上流にかんがい用貯水池築設の請願（佐々木盛雄君紹介）（第三一七号）

一九　荒川及び駒込川の排水排除費国庫補助に関する請願（山崎岩男君紹介）（第三二〇号）

二〇　湖山池干拓事業の請願（稲田直道君紹介）（第三二二号）

二一　土地改良事業に対する国庫補助並びに低利融資に関する請願（中村清君紹介）（第三四三号）

二二　土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願（金光義邦君外六名紹介）（第三四四号）

二三　普通水利組合の排水改良事業国営にする請願（山本猛夫君紹介）（第三八五号）

二四　農業者に対する特別金融機関設置等に関する請願（圓谷光衛君紹介）（第三八六号）

二五　昭和二十六年度白河、矢吹国営開拓事業費割当に関する請願（圓谷光衛君紹介）（第四二一号）

二六　函館競馬場の復活に関する請願（富永格五郎君紹介）（第四五五号）

二七　酸性土壌改良に関する請願（庄司一郎君紹介）（第四五七号）

二八　農業協同組合連合会に国庫資金融資対策確立に関する請願（橋本龍伍君紹介）（第四五八号）

二九　かんがい用水路改修工事費国庫補助の請願（小平忠君紹介）（第四五九号）

三〇　みそ、しょうゆ醸造用必需物資確保に関する請願（坂田英一君外二名紹介）（第四七九号）

三一　蚕業技術員の身分安定に関する請願（山口武秀紹介）（第四八八号）

三二　蚕業技術員の給與国庫補助に

関する請願（山口武秀君紹介）（第五〇一号）
三三　土地改良事業及び耕作地災害復旧事業費増額等にする請願（寺本寛君外八名紹介）（第五三九号）
三四　同（井上知治君　外九名紹介）（第五四〇号）
三五　同（小山長規君　外五名紹介）（第五四一号）
三六　同（中村又一君　外三名紹介）（第五四二号）
三七　同（麻生多賀吉君外十四名紹介）（第五四三号）
三八　同（岡延右ェ門君外七名紹介）（第五四四号）

（水産委員会）
一　久慈漁港修築工事継続の請願（鈴木善幸君紹介）（第五号）
二　大槌漁港修築工事促進の請願（鈴木善幸君紹介）（第三七号）
三　寒霞漁港修築費国庫補助の請願（山本利壽君紹介）（第六六号）
四　水産業協同組合育成に関する請願（石原圓吉君紹介）（第一四〇号）
五　乙部漁港修築工事継続の請願（宮永格五郎君外二名紹介）（第一四四号）
六　鹿部漁港修築工事施行の請願（川村善八郎君外一名紹介）（第一四五号）
七　大貫漁港の防波堤修築に関する請願（田中豊君紹介）（第一四六号）
八　飛島漁港修築費国庫補助の請願（池田正之輔君紹介）（第一四七号）
九　吉田漁港修築費国庫補助の請願（五島秀次君紹介）（第一四八号）
一〇　漁網染料用タンニン節約対策確立に関する請願（小高熹郎君外一名紹介）（第一四九号）
一一　白糠村地内船入ま改修費国庫負担の請願（宮永格五郎君外二名紹介）（第一五〇号）
一二　三谷漁港修築の請願（福井勇君紹介）（第二二八号）
一三　赤羽根村に漁港築設の請願（福井勇君紹介）（第二二九号）
一四　捕鯨用必需物資対策確立に関する請願（坂本實君紹介）（第二二六号）
一五　漁業制度改革実施費増額の請願（鈴木善幸君紹介）（第二七七号）
一六　九十九里沿岸漁業転換融資に関する請願（田中豊君外十名紹介）（第二七八号）
一七　小鹿港を漁港に指定並びに修築工事施行の請願（田口長治郎君紹介）（第三一一号）
一八　連合海区漁業調整委員会の常置並びに経費増額の請願（前尾繁三郎君紹介）（第三八七号）
一九　篠島漁港けい船護岸工事施行に関する請願（久野忠治君紹介）（第三八八号）
二〇　昆布森村に船入ま築設の請願（伊藤郷一君紹介）（第三八九号）
二一　雄勝港に漁港施設としての護岸並びに埋立工事施行の請願（内海安吉君紹介）（第三九〇号）
二二　水産用必需物資確保に関する請願（林好次君外二名紹介）（第三九一号）
二三　落石漁港に防波堤及び船付場築設の請願（伊藤郷一君紹介）（第三九七号）
二四　水産用必需物資確保に関する請願（宮永格五郎君外二名紹介）（第四六一号）
二五　湯江村に漁港築設の請願（田口長治郎君紹介）（第四六二号）

（郵政委員会）
一　簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願（宮幡靖君紹介）（第四〇号）
二　同（五島秀次君紹介）（第四一号）
三　同（浅利三朗君紹介）（第四二号）
四　同（足立篤郎君紹介）（第四三号）
五　大川村浅内に無集配郵便局設置等に関する請願（山本猛夫君紹介）（第一七〇号）
六　滝沢駅前郵便局に集配事務開始の請願（山本猛夫君紹介）（第一七一号）
七　一方井村郵便局に集配事務開始の請願（山本猛夫君紹介）（第一七三号）
八　簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願（岡谷光衛君紹介）（第一七五号）
九　保原町字小幡、中瀬両部落を保原郵便局区内に編入促進の請願（松本善壽君紹介）（第一七七号）
一〇　一戸郵便局局舎新築の請願（山本猛夫君紹介）（第一七八号）
一一　福田村古川に無集配特定郵便局設置の請願（吉田省三君紹介）（第二四〇号）
一二　千布村原町に郵便局設置の請願（池田正之輔君紹介）（第二四一号）
一三　旭町に無集配特定郵便局設置の請願（荒木萬壽夫君紹介）（第二四二号）
一四　山中村に郵便局設置の請願（千賀康治君紹介）（第三一六号）
一五　簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願外二件（中村清君紹介）（第三四九号）
一六　一関郵便局舎改築の請願（浅利三朗君外一名紹介）（第四〇五号）
一七　駒形郵便局復活の請願（西村直巳君紹介）（第四〇七号）
一八　大正町に郵便局復活の請願（荒木萬壽夫君紹介）（第四六七号）
一九　特定郵便局を簡易郵便局に切替え反対の請願（衞藤速君紹介）（第四六八号）
二〇　通信従業員の結核対策強化に関する請願（岡田春夫君紹介）（第四七〇号）
二一　同（小川半次君紹介）（第四七一号）

（通商産業委員会）
一　江川電源開発促進に関する請願（山本利壽君紹介）（第三八号）
二　測量法による工業技術庁地質調査所の測量予算増額の請願（田淵光一君外二名紹介）（第七八号）
三　資源調査費国庫負担の請願（山崎岩男君外一名紹介）（第八一号）
四　かんがい排水用電力料金引下げに関する請願（河原伊三郎君紹介）（第一四二号）
五　旧自家用電気設備返還に関する請願（塚原俊郎君紹介）（第二三〇号）
六　中小企業者に対する金融対策確立に関する請願（中村清君紹介）（第三四五号）
七　琉球民間貿易の促進に関する請願（田中不破三君紹介）（第三九二号）
八　雑物業者の金融対策確立に関する請願（阿左美廉治君外二名紹介）（第三九三号）
九　糸田町地内の湧水対策に関する請願（平井義一君紹介）（第四六〇号）
一〇　大淀川水力発電所返還促進並びに第三・四半期以降電力割当に関する請願（龍野喜一郎君紹介）（第四六三号）
一一　神島村に海底電線敷設に関する請願（石原圓吉君紹介）（第四六九号）

（電気通信委員会）
一　葛巻町郵便局に電信、電話事務開始の請願（山本猛夫君紹介）（第一八六号）
二　高田、坂下両郵便局間に直通電話架設の請願（菅家喜六君紹介）（第二三九号）
三　小鳥谷郵便局にケーブル設備拡充の請願（山本猛夫君紹介）（第二四三号）
四　電気通信管理所庁舎新築の請願（山本猛夫君紹介）（第二四四号）
五　宮岡町に電報電話局設置の請願（松井政吉君紹介）（第四一二号）
六　仙台、山形間市外電話ケーブル線敷設促進の請願（岡司安正君紹介）（第四七二号）
七　対馬通信施設拡充整備に関する請願（田口長治郎君紹介）（第四九七号）

（建設委員会）
一　五ヶ瀬川に河川法適用並びに国直轄改修工事施行の請願（佐藤重遠君紹介）（第四四号）
二　大川町、諸富間の筑後川に架橋

の請願（甲木保君外一名紹介）（第四五号）
三　阿仁田沢地域総合開発事業促進等に関する請願（石田博英君外四名紹介）（第四六号）
四　一日市町外五箇村の湖岸に築堤工事施行の請願（浅沼稲次郎君紹介）（第四七号）
五　見返資金による三陸東海岸国道開設の請願（山崎岩男君外一名紹介）（第八三号）
六　加茂川に堤防築設の請願（大村清一君紹介）（第一〇一号）
七　山口県下の災害復旧工事施行に関する請願（吉武恵市君紹介）（第一三四号）
八　国道三号線中鹿児島、敷根間改修工事促進の請願（満尾君亮君紹介）（第一八八号）
九　長岡村地内の北上川改修工事施行の請願（山本猛夫君紹介）（第一九〇号）
一〇　東根川改修工事施行の請願（松本善壽君紹介）（第一九一号）
一一　島根県下の災害復旧費国庫補助の請願（大橋武夫君外三名紹介）（第一九二号）
一二　久澄橋を永久橋に架替えの請願（三宅則義君紹介）（第一九三号）
一三　埼玉県下の国道四号線改良工事促進の請願（古島義英君紹介）（第一九四号）
一四　県道小川、盛岡線開設工事促進の請願（山本猛夫君紹介）（第一九五号）
一五　百瀬川改修工事促進の請願（河原伊三郎君紹介）（第一九六号）
一六　県道安来三成線幅員拡張工事促進の請願（大橋武夫君紹介）（第一九七号）
一七　久慈川上流にダム築設の請願（圓谷光衛君紹介）（第一九八号）
一八　滑川改修工事施行の請願（圓谷光衛君紹介）（第一九九号）
一九　岩手県下の災害復旧に関する請願（山本猛夫君紹介）（第二〇〇号）
二〇　日ケ奥川砂防工事施行の請願（佐々木盛雄君紹介）（第二四五号）
二一　坂口、中津間筑後川えん堤工事施行の請願（高橋權六紹介）（第二四七号）
二二　県道三原、呉線改修工事促進の請願（宮原幸三郎君紹介）（第二四八号）
二三　愛知川沿岸地域総合開発事業促進に関する請願（河原伊三郎君紹介）（第二四九号）
二四　千曲川堤防修築の請願（小坂善太郎君紹介）（第二五一号）
二五　新橋、相生橋間国道三十四号線改修工事施行の請願（大石ヨシエ君紹介）（第二五二号）
二六　東條川古川橋地域一帯に堤防築設の請願（吉田省三君紹介）（第二五三号）
二七　渡良瀬川改修工事施行に関する請願（小平久雄君紹介）（第二五四号）
二八　日開谷川勝名橋下流の堤防補強並びにしゅんせつ工事施行の請願（岡田勢一君紹介）（第二五五号）
二九　道路法の改正並びに東北地方国道開設の請願（小澤佐重喜君紹介）（第二五七号）
三〇　大淀川上流にえん堤改修の請願（瀬戸山三男君紹介）（第二五八号）
三一　大隅縦貫道路高須以南の開設工事継続に関する請願（前田郁君紹介）（第二五九号）
三二　住宅金融公庫の建設費単価引上げ等に関する請願（浅利三朗君外三名紹介）（第二六八号）
三三　九州横断道路改修工事施行に関する請願（原田雪松君外九名紹介）（第二八三号）
三四　猿ケ川えん堤工事に伴う谷内村移転措置等に関する請願（小澤佐重喜君外二名紹介）（第二八五号）
三五　日光川改修工事施行に関する請願（江崎真澄君紹介）（第二八六号）
三六　内谷川堤防補強工事施行の請願（岡田勢一君紹介）（第二八七号）
三七　日開谷川上喜来橋上流の堤防補強工事施行に関する請願（岡田勢一君紹介）（第二八八号）
三八　川上村総合開発に関する請願（井出一太郎君紹介）（第二九二号）
三九　葛根田川改修工事促進の請願（山本猛夫君紹介）（第三一八号）
四〇　竹田川改修工事施行に関する請願（佐々木盛雄君紹介）（第三一九号）
四一　国道二十号線改修工事促進の請願（稲田直道君紹介）（第三二一号）
四二　有明海岸堤防改修工事施行の請願外一件（平井義一君紹介）（第三五三号）
四三　吉井川下流の改修工事促進に関する請願（若林義孝君外一名紹介）（第三五四号）
四四　日南地方の総合開発特定地域指定に関する請願（田中不破三君紹介）（第四一五号）
四五　福島町営総合グランド建設費国庫補助の請願（田中不破三君紹介）（第四一六号）
四六　天神橋改修工事施行の請願（門脇勝太郎君紹介）（第四一七号）
四七　昆布森村貫通道路開設促進の請願（伊藤郷一君紹介）（第四一八号）
四八　尼ケ崎市に防潮堤及び防波堤築設の請願外一件（吉田吉太郎君紹介）（第四一九号）
四九　岡山県道第二号線道路改修並びに国道編入に関する請願（橋本龍伍君紹介）（第四七三号）
五〇　国道二十号線中戸倉峠地域等の改修工事促進の請願（堀川恭平君紹介）（第四七四号）
五一　熊野川総合開発に関する請願（世耕弘一君五名紹介）（第四七五号）
五二　和田川砂防工事促進に関する請願（松浦東介君紹介）（第四七六号）
五三　羽田村地内の北川堤防修築工事促進に関する請願（小澤佐喜重君外二名紹介）（第四七七号）
五四　月光川口改修築工事施行の請願（志田義信君紹介）（第四七八号）
五五　池田村、玉島町間の道路を県道に編入の請願（橋本龍伍君紹介）（第四八〇号）
五六　姫新線第二鉄橋引上げに伴う護岸工事強化等に関する請願（山口武秀君紹介）（第四九六号）
五七　村道下原古裕後線を県道に編入の請願（山口武秀君紹介）（第四九八号）
五八　新本川改修工事施行の請願（橋本龍伍君紹介）（第四九九号）
五九　久米川改修工事施行に関する請願（山口武秀君紹介）（第五〇三号）
六〇　山寺村地内紅葉川及び立石川砂防工事施行の請願（鹿野彦吉君紹介）（第五〇七号）
六一　高瀬村地内高瀬川砂防工事施行の請願（鹿野彦吉君紹介）（第五〇八号）
六二　谷地町地内滝ノ沢川砂防工事施行の請願（鹿野彦吉君紹介）（第五〇九号）
六三　西山村地内水沢川砂防工事施行の請願（鹿野彦吉君紹介）（第五一〇号）
六四　北谷地村地内法師川砂防工事施行の請願（鹿野彦吉君紹介）（第五一一）
六五　西里村地内古佐川砂防工事施行の請願（鹿野彦吉君紹介）（第五一二号）
六六　中川、蔵王両村内の砂防工事施行の請願（松浦東介君紹介）（第五一三号）
六七　東村地内宮川上流砂防工事施行の請願（松浦東介君紹介）（第五一四号）
六八　宮沢村地内赤井川砂防工事施行の請願（池田正之輔君紹介）（第五一五号）
六九　黄金村地内青龍寺川砂防工事施行の請願（池田正之輔君紹介）（第五一九号）
七〇　東郷村地内白水川砂防工事施行の請願（志田義信君紹介）（第五二七号）

七一　丹後海岸に道路開設の請願（前尾繁三郎君紹介）（第五三〇号）
七二　富本村地内千座川砂防工事施行の請願（池田正之輔君紹介）（第五三二号）
七三　東根町地内日塔川砂防工事施行の請願（池田正之輔君紹介）（第五三三号）
七四　乱川及び押切川砂防工事施行の請願（池田正之輔君紹介）（第五三四号）
七五　遊佐町地内月光川砂防工事施行の請願（池田正之輔君紹介）（第五三五号）
七六　高瀬村地内洗沢川砂防工事施行の請願（池田正之輔君紹介）（第五三六号）
七七　金山町地内金山川及び上台川砂防工事施行の請願（池田正之輔君紹介）（第五三七号）
七八　戸沢村地内樽石川砂防工事施行の請願（池田正之輔君紹介）（第五三八号）
七九　大倉村地内の大且川砂防工事施行の請願（池田正之輔君紹介）（第五四五号）
八〇　日向村地内の日向川砂防工事施行の請願（池田正之輔君紹介）（第五四六号）
八一　東郷村地内の野川砂防工事施行の請願（池田正之輔君紹介）（第五四七号）
八二　丹生川流域に治山事業及び防災事業施行の請願（池田正之輔君紹介）（第五四八号）

―――――

〔朗読を省略した報告〕

一、昨七日幣原議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

特別調達庁長官官房長　辻村　義知
特別調達庁財務部長　川田　三郎
特別調達庁労務管財部長　中村　文彦

一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る六日議長において承認した三橋則雄及び昨七日承認した辻村義知外二名を本日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員　高田　富之君
厚生委員　林　百郎君

一、昨七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　山口六郎次君
地方行政委員
門脇勝太郎君　久野　忠治君
小玉　治行君　首藤　新八君
野村専太郎君　橋本登美三郎君
法務委員　飛鳴　繁君
外務委員
林　百郎君　中村　寅太君
大蔵委員　中野　四郎君
文部委員　北川　定務君　田淵　光一君
山本　久雄君
厚生委員
池見　茂隆君　船越　弘君
松田　鐵蔵君　亘　四郎君
高田　富之君
水産委員
根本龍太郎君　渡邊　良夫君
運輸委員　畠山　鶴吉君　江崎　一治君
郵政委員　周東　英雄君
労働委員　岡崎　勝男君　佐藤　親弘君
船越　弘君　中西伊之助君
予算委員
坪川　信三君　林　百郎君
議院運営委員　竹村奈良一君

一、去る六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員　林　百郎君
厚生委員　高田　富之君

一、昨七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　久野　忠治君
地方行政委員
船越　弘君　山口六郎次君
佐藤　親弘君　池見　茂隆君
亘　四郎君　畠山　鶴吉君
北川　定務君
法務委員
外務委員
高田　富之君　中野　四郎君
大蔵委員　中村　寅太君
文部委員
飛鳴　繁君　根本龍太郎君
周東　英雄君
厚生委員
首藤　新八君　岡崎　勝男君
渡邊　良夫君　野村専太郎君
林　百郎君
水産委員
田淵　光一君　松田　鐵蔵君
運輸委員　中西伊之助君
橋本登美三郎君
郵政委員　山本　久雄君
労働委員
船越　弘君　小玉　治行君
門脇勝太郎君　江崎　一治君
予算委員
麻生太賀吉君　竹村奈良一君
議院運営委員　林　百郎君

一、昨七日委員長から提出した議案は次の通りである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

一、昨七日内閣から提出した議案は次の通りである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法案
中小企業信用保険特別会計法案
日本輸出銀行法案

一、昨七日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案
判事補の職権の特例等に関する法律案の一部を改正する法律案
毒物及び劇物取締法案

一、昨七日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

一、昨七日委員会に付託された議案は次の通りである。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二四号）（参議院送付）
判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二七号）（参議院送付）
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四〇号）
以上四件　法務委員会　付託
中小企業信用保険特別会計法案（内閣提出第四二号）
日本輸出銀行法案（内閣提出第四三号）
以上二件　大蔵委員会　付託
旅館業法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第二号）
毒物及び劇物取締法案（内閣提出第一九号）（参議院送付）
以上二件　厚生委員会　付託
中小企業信用保険法案（内閣提出第四一号）　通商産業委員会　付託

一、昨七日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（木下辰雄君外六名提出、参法第三号）（予）　水産委員会　付託

一、昨七日第八回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

鉱業法案
採石法案

一、昨七日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

健康保険法の一部を改正する法律案
鉱業法施行法案

土地調整委員会設置法案
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案
国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件
食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案
郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
一、昨七日提出した緊急質問は次の通りである。
昭和二十五年度産米価に関する緊急質問（足鹿覺君提出）
神戸その他の地区における騒じょう事件に関する緊急質問（田嶋好文君提出）
追放解除審査に関する緊急質問（山本利壽君提出）
中華人民共和国に対する輸出禁止に関する緊急質問（砂間一良君提出）

衆議院会議録第七号中正誤

頁	段	行	誤	正
七五	二	一八	起立外数	起立多数
〃	三	末四	察議権	審議権
〃	〃	一九	疑問	疑問
〃	〃	末五		
〃	四	末五		
七七	三	二〇	主政治	政治
七七	二	末五	受けして	受けて
七八	〃	一八―一九	議院通営	議院運営
七九	一	末九	與えられに	與えられ
〃	二	二三	ひた隠に	ひた隠しに
〃	〃	末五	出せないと	出せと
七九	三	一三	全国民に	全国民の
八〇	一	一八	国家	国会
〃	〃	末六	客観	客観
八二	〃	一八	いの予備隊	この予備隊
〃	二	二二	結果	結集
八五	〃	二四	事たので	来たので
八四	四	一〇―二一	ゆえるで	ゆえんで

八七頁別表第二中、三級四号俸欄、三、三五〇は五、三五〇の誤
〃　別表第三中、五級十一号俸欄、一二、〇〇〇は一二、一〇〇の誤
八九頁附則別表第一中、一二号俸の欄、三、二六五は三、二七五の誤

頁	段	行	誤	正
九一	二	六	をのまま	をそのまま
〃	〃	二四	でつります。	であります。
〃	三	末七	從来か	從来から
〃	〃	七	開会	開会中
九二	三	二四	秘密課に	秘密裡に
〃	〃	末八	すべし	すべて
九四	三	八	外く	多く
〃	四	七	実態を	実態と
〃	〃	末九	いわなけれで	いわなければ
〃	〃	末六	夫引	天引
九九	〃	末七	ぶつたり	ぶつたくり
〃	三	一七	苦喪	苦衷
〃	〃	末二	未尾	末尾
〃	三	末二	承認すない	承認しない
〃	〃	一四	公務法	公労法
一〇〇	四	二	強制れ	強制され
〃	四	末六	七十六名提出）	七十七名提出）

衆議院会議録第八号中正誤

頁	段	行	誤	正
一〇九	二	末二	障述	陳述
一一〇	四	一四	及ば	及び
一一一	一	末三	望みす。	望みます。
一一三	二	二	すぐれに	すぐれた
一一七	二	二	申上げます。	申し上げます。
〃	三	四	みのでなく	のみでなく
〃	〃	九	その他	その他
一二八	末	六	去る六日	去る六月
一二四	一	九	会社は、	公社は、

印刷局東京都豊島区巣鴨二丁目一番地